

▶ 整備基準抜粋

- 1の項に定める構造の出入口に通ずる園路においては、そのうち1以上の園路は、次に定める構造とすること。
- (1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - (2) 幅員は、120センチメートル以上とすること。なお、幅員が180センチメートル未満の場合においては、幅員180センチメートル以上の擦れ違うための場所を適宜設けること。
 - (3) 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形、敷地の形状その他やむを得ない場合は、8パーセント以下とことができる。
 - (4) 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合においては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
 - (5) 橫断こう配は、水こう配程度とし、可能な限り水平とすること。
 - (6) 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、段差は2センチメートル以下とし、すりつけこう配は8パーセント以下とすること。
 - (7) 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。
 - (8) 危険防止のため、必要な箇所には、点状ブロック等を敷設すること。
 - (9) 園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、(10)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。
 - ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
 - ウ 手すりを設けること。
 - エ 階段の始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに、踏幅120センチメートル以上の水平な部分を設けること。
 - オ 階段の位置は、点状ブロック等の敷設、標識の設置、他の部分と異なる舗装材の使用等により明確に表示すること。
 - (10) (9)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
 - イ 傾斜路の縦断こう配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路においては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - エ 傾斜路には、手すりを設けること。
 - オ 側壁のない傾斜路には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。
 - カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差が大きいこと等によりこれらと識別しやすいものとすること。

▶ 目標となる基準抜粋

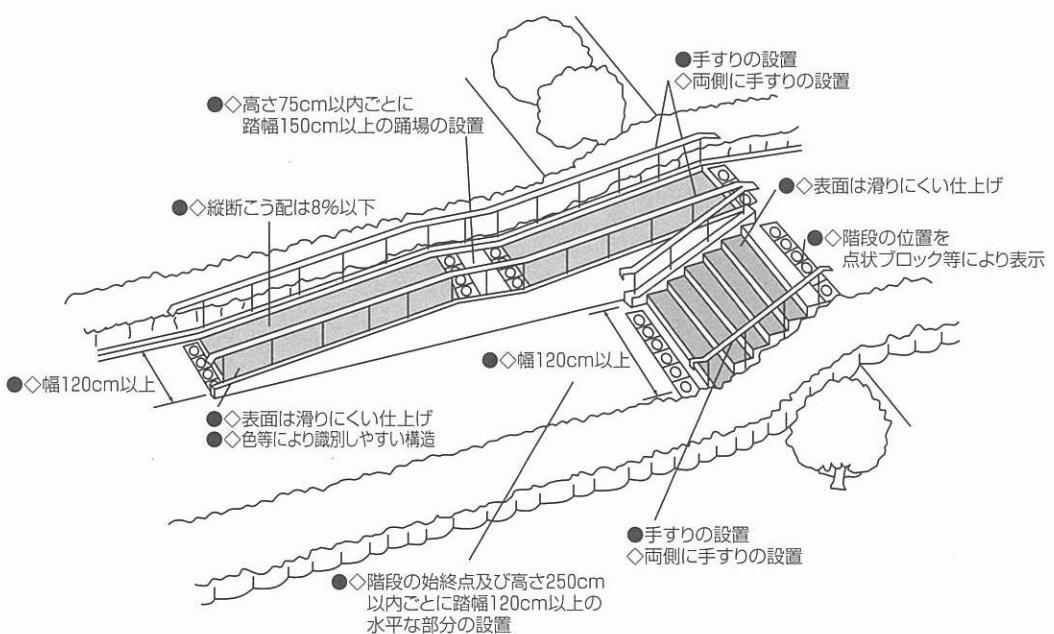
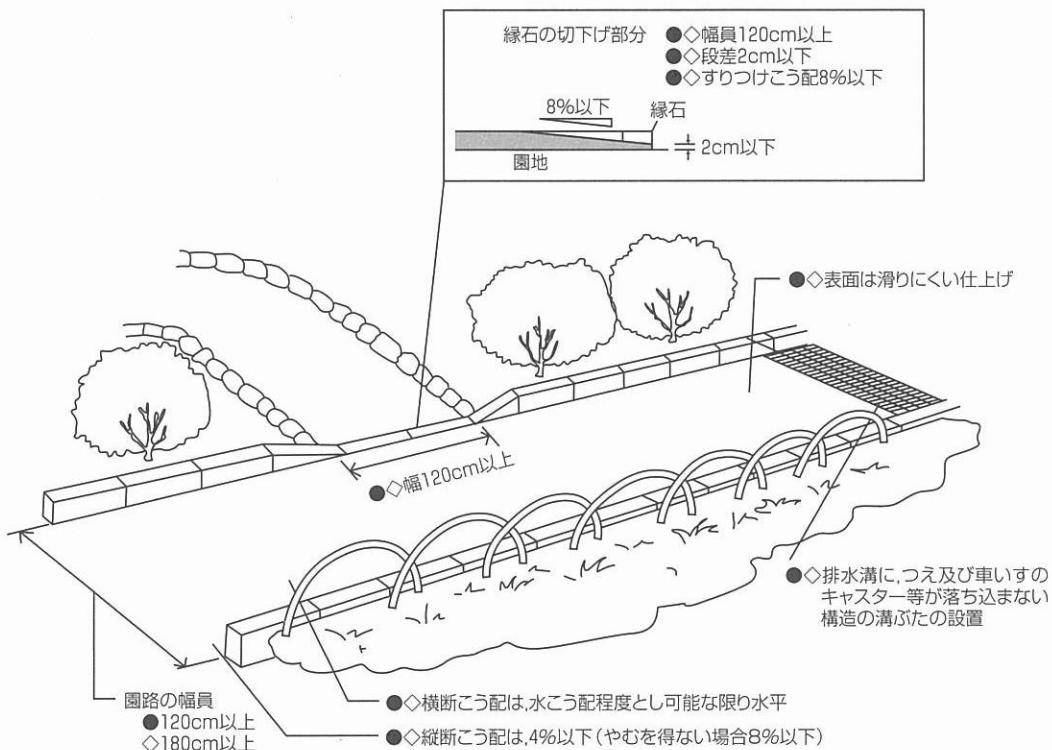
- 1の項に定める構造の出入口に通ずる園路においては、そのうち1以上の園路は、次に定める構造とすること。
- (1) 同上
 - (2) 幅員は、180センチメートル以上とすること。
 - (3) 同上
 - (4) 同上
 - (5) 同上
 - (6) 同上
 - (7) 同上
 - (8) 同上
 - (9) 園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、(10)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。
 - ア 同上
 - イ 同上
 - ウ 両側に手すりを設けること。
 - エ 同上
 - オ 同上
 - (10) (9)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
 - ア 同上
 - イ 同上
 - ウ 同上
 - エ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。
 - オ 同上
 - カ 同上
 - キ 同上

▶解説

ア 園路の幅

- 整備基準の幅員120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
- 目標となる基準の幅員180cmは、車いすが回転しやすく、車いす同士が行き違いしやすい寸法

出入口の整備例



凡例

●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項